

国土交通省
日本司法書士会連合会
全国空き家対策推進協議会

住まいの エンディングノート

このノートは（氏名）_____が
_____年_____月に書きました。



住まいをお持ちの皆さまへ。いま、地域や家族に迷惑をかけてしまう放置
空き家の存在が、社会問題になっています。

放置空き家にしないため、「仕舞う（除却）」「活かす（活用）」の行動を、
ご家族いっしょに今から考えてみませんか？

「全国空き家対策推進協議会」とは、空き家対策を検討するため、1,000以上の自治体が集まった組織です。



はじめに



この『住まいのエンディングノート』は、お読みいただいている皆さまの終活などの目的で、これからの人生を明るく前向きに過ごしていただくため、一助となればという思いで作成したものです。

現在、わが国では、空き家の増加が大きな社会問題となっています。空き家の問題は他人事ではありません。現在は空き家でなくても、皆さまが高齢者施設などへ転居したり、相続した子どもが居住しなかったりなどの理由で、住まいが空き家となってしまいます。空き家は、適切に管理せずに放置してしまうと、状態が悪化して資産価値が下がるほか、近隣の方の暮らしにも悪影響が及んでしまいます。



ご自身や相続したご家族などがこんな空き家の問題で困らないよう、元気なうちから、住まいの将来についてご家族で話し合ってみませんか？

「将来この家をどうしたい？」「この家も一人暮らしには広すぎるかな」「私たちは住む家があるから。後のことは任せて」など、その家をご家族の負担にさせない、使いたい誰かに活かしてもらえるよう、住まいの将来をどうするか話し合うことがとても大切です。

将来の我が家の「活かし方」「しまい方」を考えたり、家財を整理したり、財産やご自身の将来をご家族や大切な方に伝えたり、先延ばしにせず、あらかじめ行動しておくことも大切です。

そこで、国土交通省・日本司法書士会連合会・全国空き家対策推進協議会では、この「住まいのエンディングノート」を作成しました。是非とも住まいやご自身の将来のことを考えるきっかけづくりとしてご活用ください。





目 次

第1部 住まいのエンディングノートを作成してみよう

わたし自身のこと	1
わたしの住まい・財産について	4

第2部 住まいの将来を考える際に知っておきたいこと

住まいなどを売る	9
住まいなどを貸す	9
住まいを所有し続ける	10
放置空き家の問題	10
「もしも」の後への備え（遺言書など）	11
生前での備え（成年後見制度・民事信託）	11
相続の仕組み	12
相続登記（相続による所有権の移転の登記）が義務化されました	12
どこに相談したらいいの？	13
こんな時は司法書士に相談を	14
相続した空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について	15
所有する空き家は適切に管理を	16
「空き家バンク」って何？	17

第1部は、将来、ご家族が住まいについて様々な判断や手続を進める際に必要な情報を記入するページです。親と子が一緒に住まいの将来を考えるきっかけづくりにご活用ください。

第2部では、住まいの将来を考える際の参考となる情報をご紹介します。

なお、住まい以外のことも含め「エンディングノート～あなたに届け 私の思い～」(法務省・日本司法書士会連合会)が公表されています。本資料と併せてご活用ください。



詳細はこちら

このノートは、取扱いには十分注意し、大切な人にだけ保管場所を伝えておきましょう。



第1部 住まいのエンディングノートを作成してみよう



わたし自身のこと（わかるところまで結構です）

フリガナ
名 前

生年月日

年

月

日

血液型

型

住 所

〒

—

本 籍

電話番号

（自宅）

—

—

（携帯）

—

—

メールアドレス

その他



このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。



もしものの時の連絡先

(いざというときに連絡したい人、親類や友人、かかりつけ医など)

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

連絡先

名 前

関 係

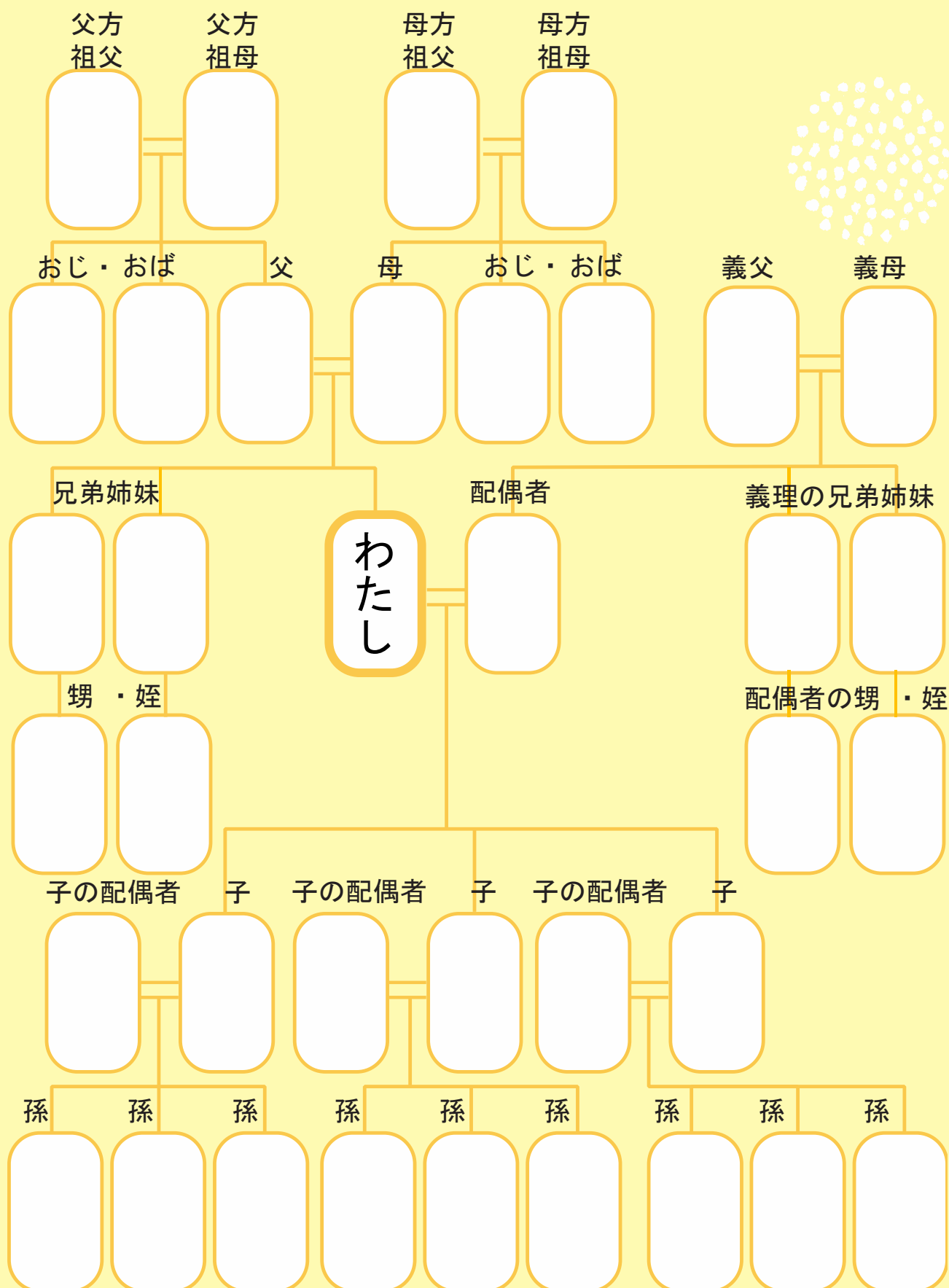
連絡先



このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。



家系図（思い出せる範囲で書いてみましょう）



どのような不動産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような不動産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（P.5以降）。

まず、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や都・市町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認しましょう。未登記の場合は、速やかに登記手続きを行いましょう（P.12）。

複数人で共有している場合は、自分の持分や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無などについても確認しましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	問合せ先
土地・住まいの名義を知りたい	・ 登記事項証明書（登記簿謄本） ・ 地図、地積測量図 ・ 登記識別情報通知書 ・ 登記済証（権利証）	お近くの法務局
地番・家屋番号・面積を知りたい		
自分が所有している土地・住まいを全て知りたい	固定資産税の納税通知書	都・市町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	



所有している不動産（土地・住まい）などを記載しましょう

今後、所有している不動産をどうしたいか、ご家族と相談しながら記載してみましょう。
資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

（１）所有している土地

	所在地	共有者氏名・連絡先	借主の氏名 連絡先	諸条件 など	どう処理したいか
		自身の持分	契約期間 契約書の保管場所		
①				☒ 1 ☒ 2 ☒ 3 ☒ 4	☒ 売却など自由にしてよい ☒ 貸すのは構わない ☒ その他 ()
②				☒ 1 ☒ 2 ☒ 3 ☒ 4	☒ 売却など自由にしてよい ☒ 貸すのは構わない ☒ その他 ()
③				☒ 1 ☒ 2 ☒ 3 ☒ 4	☒ 売却など自由にしてよい ☒ 貸すのは構わない ☒ その他 ()

共有の場合のみ

貸している場合のみ

「諸条件など」の凡例

1. 隣地境界・越境物など、近所の人と申合せ事項がある
2. 建て替えについて制約がある
3. 道路の権利関係が複雑
4. 地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガス管など）

（２）借りている土地

	所在地	貸主の氏名・連絡先	貸主の住所	備考
		契約期間	契約書の保管場所	
①				
②				

(3) 所有している建物

	所在地	共有者氏名・連絡先	借主の氏名・連絡先	建物の建設・修繕・管理に関わった事業者名	どう処理したいか
		自身の持ち分	契約期間・契約書の保管場所		
①					☐ 除却、売却など自由にしてよい ☐ 貸すのは構わない ☐ その他 ()
②					☐ 除却、売却など自由にしてよい ☐ 貸すのは構わない ☐ その他 ()
③					☐ 除却、売却など自由にしてよい ☐ 貸すのは構わない ☐ その他 ()

共有の場合のみ

貸している場合のみ

(4) 借りている建物

	所在地	貸主の氏名・連絡先	貸主の住所	備考
		契約期間	契約書の保管場所	
①				
②				

その他、今後住まいを引き継ぎたい方へ伝えたいこと（住まいの歴史、使われ方等）



住宅ローンなどの借入金について記載しておきましょう。

	借入先	金額（残債額）	担保の土地・建物の所在地
①		()	☐ 土地 ☐ 建物
②		()	☐ 土地 ☐ 建物
③		()	☐ 土地 ☐ 建物



住まいに関するデジタルデータを保管していますか？

	保管媒体	内容	ID	パスワード	備考
①	☐ パソコン ☐ スマートフォン ☐ その他 ()				
②	☐ パソコン ☐ スマートフォン ☐ その他 ()				
③	☐ パソコン ☐ スマートフォン ☐ その他 ()				



住まいに貴重な家財はありますか？

	貴重なもの	貴重である理由	保管場所	備考
①				
②				
③				



遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

①遺言書を作成していますか

☒ 作成している ☐ 作成していない

②作成している場合、どこに保管していますか

☒ 自宅 ☐ 公証役場 ☒ 法務局 ☐ その他（ ）

ご相談は、お近くの司法書士へご相談ください。（連絡先はP.14）



大切な家族や友人、お世話になった人へ、伝えたい言葉や感謝の気持ちなど、自由にメッセージを書いてみましょう。



自分のエピソードや、懐かしい思い出、忘れられない記憶など、心に残っていることを書いてみましょう。

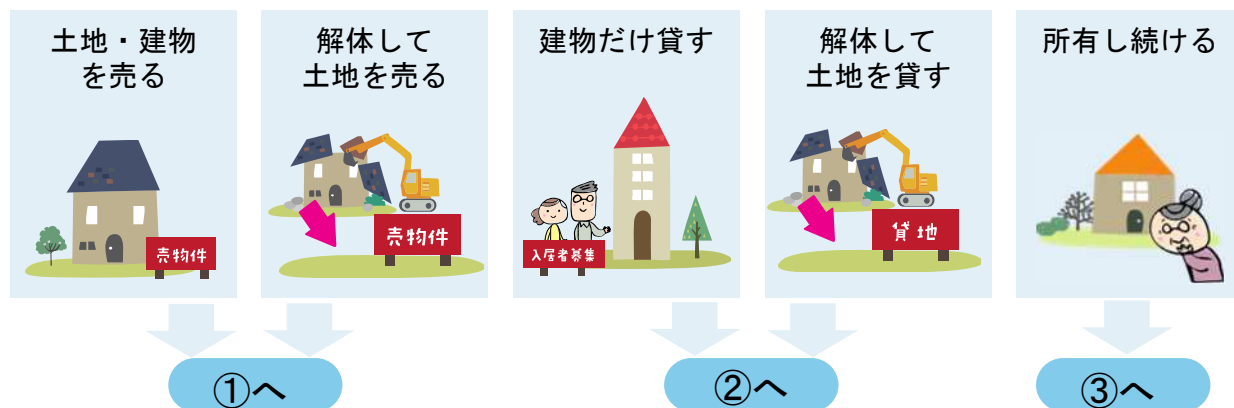
A series of horizontal lines for handwriting practice. Each row consists of a solid top line, a dashed midline, and a solid bottom line. There are five such rows in total, providing a guide for letter height and placement.

このページの内容は法務省版のエンディングノートに書いておきました。



第2部 住まいの将来を考える際に知っておきたいこと

住まいが必要でなくなった際には、次のような住まいの「活かし方」「しまい方」「見守り方」を検討しましょう。特に、住まいが老朽化している場合は、「売る」「貸す」が難しいことも多いため、住まいの解体も検討しましょう。



① 住まいなどを売る

住まいを売却するには、不動産事業者などの専門家に相談することが考えられます。

以下のように、様々な制度などを活用することもできます。

【譲渡所得の3,000万円特別控除】

空き家を相続した方が、一定の要件を満たしたうえで早期に空き家やその敷地を譲渡した場合には、譲渡所得から最大3,000万円を特別控除できる特例措置があります。

【空き家バンク】

空き家を売却・賃貸したい場合、自治体が運営する専用のサイト「空き家バンク」を活用することも考えられます。

【インスペクション】

専門家による建物現況調査のことです。このレポートがあると、引渡し後のトラブル回避や、安心して購入してもらえる利点があります。

【リースバック・リバースモーゲージ】

今の家に住み続けながら住まいを先に売却（リースバック）したり、死亡時の譲渡を約束（リバースモーゲージ）する方法です。

② 住まいなどを貸す

住まいを貸す際には、不動産事業者などの専門家に相談することが考えられます。

以下のように、様々な制度などを活用することもできます。

【セーフティネット住宅制度】

住宅の確保に配慮が必要な方（高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として登録し賃貸することも考えられます。

【サブリース】

自ら使う人でなく、転賃（サブリース）をする事業者に賃貸することも考えられます。専門機関が賃料収入の保証等を行いつつサブリースを行う「マイホーム借上げ制度」の活用も考えられます。

③ 住まいを所有し続ける

住まいを売却・賃貸せず、所有し続ける（相続する）ことも選択肢の一つです。

ただし、使用せずに空き家にしてしまうと、不具合の発生が発見されにくく、傷みが早く進行する傾向があります。

使用しない場合は、住まいを適切に管理すること「見守り方」が重要です。例えば、建物の外部・内部の点検や、通気や換気、通水、清掃などを定期的に行うことが必要です。

国土交通省では、適切な管理のための指針を示しています。指針の内容をわかりやすくまとめたリーフレットがあります。



詳細はこちら

放置空き家の問題

空き家をしっかり管理せずに放置してしまうと、家屋の状態が悪化し、近隣の方の暮らしにも悪影響が及んでしまいます。

最も生じやすい問題が、樹木の繁茂や越境です。隣地の日照を害する、道路標識を隠す、隣家の屋根や躯体を破壊するなど、周辺に悪影響を及ぼします。

さらに放置した場合には、建物・塀・樹木等が倒壊する、害虫等の発生により周辺の住民の健康被害を招くなど、周辺にさらに重大な悪影響を及ぼします。

もしこんな事態が発生してしまったら、損害賠償や空家法による行政処分の対象になってしまいます。

○ 空家法（空家等対策の推進に関する特別措置法）とは

空家法では、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家は、「特定空家等」として市区町村から助言・指導、勧告、命令、代執行の措置が講じられる場合があります。

2023年12月13日より施行された改正空家法では、放置すれば特定空家等になるおそれがある空き家は、「管理不全空家等」として市区町村から指導、勧告が講じられるようになりました。特定空家等だけでなく、勧告を受けた管理不全空家等の敷地も固定資産税の住宅用地特例が解除されます。

将来に備えた行動を

「もしも」の後への備え（遺言書など）

住まいを誰にどのように残したいかなど、「もしも」の後に関する自分の意思や想いを確実にご家族に託すために、「遺言書」の作成をお勧めします。確実に遺言を残すには、自筆の遺言を法務局に預けたり、公正証書として作成したりといった方法があります。

このほか、特に身寄りがない方には、ご自身の死後の手続（葬儀・埋葬の実施や諸費用の支払い、遺品整理などの対応）を他の人に任せることができる「死後事務委任契約」もあります。



生前での備え（成年後見制度・民事信託）

生きているうちでも、認知症などでご自身の判断能力が十分でなくなったとき、周りのご家族は、住まいなど財産の扱いに困ってしまうことが起こり得ます。このようなときに備えるためには、成年後見制度や民事信託の仕組みがあります。



成年後見制度は、認知症の方など判断能力が不十分な方々を支援する制度です。家庭裁判所に選ばれた成年後見人などは、ご本人の代わりに住まいに関する契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な財産管理や手続などのサポートを行います。

すでに判断能力が
不十分な場合に

法定後見制度

ご家族などが申立てをして、家庭裁判所が成年後見人などを選ぶ制度

元気なうちに、ご自身で将来に備えるために

任意後見制度

誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておく制度

民事信託

信頼できる人に、自宅などの財産を信じて託す（信託する）制度

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください。（連絡先はP. 14）

相続の仕組みを知って、相続登記を

相続の仕組み

相続の際には、遺言書の内容、遺産分割協議による内容の順に優先され、いずれもない場合には、「法定相続」となるのがルールです。法定相続の基本的なルールは、図のとおりです。

法定相続では親族で住まいなどを共有することになります。遺言書がない場合は、できる限り、遺産分割協議により、相続人全員の話し合いで遺産をどのように分配するか決めましょう。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者 $\frac{1}{2}$ 	子※人数で分割 $\frac{1}{2}$ 
第2順位 子がなく親がいる場合	配偶者 $\frac{2}{3}$ 	親※人数で分割 $\frac{1}{3}$ 
第3順位 子も、親もない場合	配偶者 $\frac{3}{4}$ 	兄弟姉妹※人数で分割 $\frac{1}{4}$ 

■ 知っておきたいキーワード ■

【配偶者居住権】 相続時に残された配偶者が住まいの所有権を持っていなくても、一定の要件の下で、終身または一定期間、その住まいに無償で居住することができる権利のことです。

【相続土地国庫帰属制度】 土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。

相続登記（相続による所有権の移転の登記）が義務化されました

わが国では、相続登記がなされずに所有者の分からない空き家や土地が、様々な場面で問題を生じさせています。また、登記は、住まいや土地の所有者であると主張し、大切な財産を守るためにも重要な仕組みです。このため、相続時には、住まいや土地の相続登記をすることが重要です。このような観点から、2024年4月1日より、相続登記が義務化されました。

また、相続時の様々な手続の際には、戸籍関係の書類の束を繰り返し提出する手間を省く「法定相続情報証明制度」が便利です。

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください。（連絡先はP. 14）



どこに相談したらいいの？

長野市の空き家に関する総合相談窓口

問い合わせ先：建設部建築指導課空き家対策室

電話： 026-224-8901

Eメール：shidou@city.nagano.lg.jp



長野市の空き家バンクに関する相談窓口

問い合わせ先：企画政策部移住推進課 移住・定住相談デスク

電話： 026-224-7721

Eメール：iju@city.nagano.lg.jp



長野市と協定を結んだ専門家団体の相談窓口

団体名称	対応できる相談内容	連絡先
長野県司法書士会	電話無料相談 ・ 登記手続：026-232-9110 時間12：00～14：00 ・ 相 続：026-232-6110 時間12：00～15：00	026-232-7492
長野県弁護士会 長野在住会	・ 無料電話ガイド026-231-3031 時間13：15～14：45 ・ 一般有料相談 026-232-2104 時間15：00～18：00	026-232-2104
長野県土地家屋調査士会 北信支部	土地・家屋の登記や境界確定等の相談	026-232-4566
長野県行政書士会	空家等の事前予防（相続・遺言・信託等）に関する相談、その他行政手続き	026-224-1300
（公社）長野県宅地建物 取引業協会長野支部	空家等や解体跡地の売買や賃貸等の相談	026-228-2130
（一社） 長野市建設業協会	リフォーム等の相談	026-224-3660
協同組合 長野県解体工事業協会	解体等の相談、解体費用の見積り	026-219-2455
（公社） 長野県建築士会ながの支部	建物全般に関する相談	026-225-9980
（公社） 長野県建築士会更級支部	建物全般に関する相談	026-266-0505
長野設計協同組合	建物全般に関する相談	026-267-5055



こんなときは司法書士に相談を

- 相続による土地や建物の名義変更手続
- 土地や建物の贈与
- 借金が多いので相続を放棄したい
- 会社役員が死亡したので登記手続が必要
- 相続登記をしたいが、相続人の一人が行方不明
- 遺産分割をしたいが、協力しない相続人がいて話がまとまらない
- 高齢の親が認知症になり、財産管理が必要
- 親が亡くなり、遺言が見つかった
- 相続に伴い、預金の解約手続が必要



まずは、お近くの司法書士会にご連絡ください！



長野県司法書士会 電話：026-232-7492



お近くの司法書士を探せます！

日本司法書士会連合会が運営する「しほサーチ」では、ご利用端末の位置情報や都道府県から、お近くの司法書士の所在地や連絡先を調べることができます。

→「しほサーチ」は
二次元コードより
アクセスしてください。



相続した空き家を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について

親など（被相続人）が一人で居住していた家屋と敷地等を相続した場合には、**相続人が早期に（相続開始から3年を経過した日の属する年の12月31日までに）**一定要件を満たしたうえで当該家屋又は敷地等を譲渡すれば、その譲渡所得から**最大3,000万円が控除**されます。

適用期間は2027年12月31日までとなります。適用を受けるためには一定の要件を満たす必要がありますので、国土交通省のウェブサイトをご確認ください。また、確定申告に必要な「被相続人居住用家屋等確認申請書」については、建設部建築指導課にお問い合わせください。電話：026-224-8901



詳細はこちら

【主な要件】

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
- ・ 相続開始の直前に被相続人が居住に用いており、他の居住者がいないこと
 - ※ 被相続人が相続開始の直前に老人ホーム等に入居していた場合も、一定の要件を満たす場合は適用可
- ・ 家屋と土地の両方を相続・遺贈により取得すること
- ・ 相続開始から3年を経過する年の12月31日までに譲渡すること
- ・ 譲渡の代金が1億円以下であること

被相続人が住んでいた
家屋・敷地



相続

空き家

※空き家の除却又は耐震改修の前の
一定期間内に譲渡した場合も適用可能

除却

耐震改修

更地

売土地



耐震基準を
満たした家屋



譲渡

空き家の
譲渡所得の
特別控除

MEMO

所有する空き家は適切に管理を

住まいを売却・賃貸せず、所有し続けることも選択肢の一つです。ただし、長期間住まいを使用せず空き家にしておいたときは、不具合の発生が発見されにくいために、傷みが早く進行する傾向があります。

所有し続ける場合は、住まいを適切に管理することが重要です。例えば、建物の外部・内部の点検や、通気や換気、通水、清掃などの作業は定期的に行う必要があります。

国土交通省では、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、所有者による空き家の適切な管理について指針となるべき事項を示しています。指針の内容の詳細は、二次元コードからご確認ください。



詳細はこちら

建物の維持管理は所有者自らが対応することが基本ですが、ご自身の対応が難しい場合は、専門業者などに依頼することも検討しましょう。

空き家の所有者・管理者のみさまへ

国土交通省

「自分は大丈夫!」と思っていないですか?

空き家には適切な管理が不可欠です。

庭木の枝を剪定

積雪に応じて雪下ろし

窓、壁、屋根の破損などを点検
何かあったら補修を

傷まないよう通気や換気を!

排水設備(流し・トイレ等)の通水を!

敷地内を清掃
雑草がある場合は
水抜き穴も清掃

空家は全国で年々増加し、使用目的のない空き家は約350万戸に。
空き家対策は、社会全体での取り組みが必要な重要課題です。
適切な管理が行われていないと倒壊、健康被害の誘発、景観悪化などの様々な問題を引き起こし、
周辺環境に大きな影響を及ぼしてしまいます。
我が家を管理不全空家^{※1}や特定空家^{※2}にしてしまわないよう、みんなで考えましょう。

※1 倒壊の危険があるなど、管理が十分でない状態。 ※2 そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態。

アキヤリバース

裏面のチェックリストで確認を!

今すぐ確認!

空き家管理チェックリスト

- ☐ 定期的に以下の管理を行っていますか。
【点検】通気や換気/排水設備の通水/敷地内の清掃/庭木の枝の剪定/倒壊物の確認・整理
【冬場の場合】給水管の元栓の凍結/暖房の状況に応じた雪下ろし
【雑草がある場合】水抜き穴の清掃
- 【外観】
 - ☐ 建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
【点検】柱、はりの腐蝕や防蝕処理などを依頼しましょう。
 - ☐ 外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
【点検】はがれた部材などは撤去、補修などを依頼しましょう。
 - ☐ 屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、積雪などは生じていませんか。
【点検】はがれた部材などは撤去、補修や防蝕処理などを依頼しましょう。
- 【屋内など】
 - ☐ 柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡はありませんか。
【点検】柱、はりの腐蝕や防蝕処理などを依頼しましょう。
 - ☐ アスベストが露出していませんか。
【点検】アスベストの除去などを専門業者に相談しましょう。
 - ☐ 浄化槽の破損や排水設備の封水切れにより悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
【点検】破損部分は補修を依頼し、封水の注入を行いましょう。
- 【敷地内】
 - ☐ 敷地内にこみが散乱して屋根を損なっていないか。腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
【点検】清掃などを行いましょう。
 - ☐ 門、塀や屋外階段に腐きや破損はありませんか。崩落にひび割れ等はありませんか。
【点検】補修や防蝕処理などを依頼しましょう。
 - ☐ 立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害になっていませんか。
【点検】立木の伐倒、枝の剪定などを行いましょう。
 - ☐ 動物が糞や尿を不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家等への侵入は見られませんか。
【点検】撤去などを依頼しましょう。

空き家の管理は、定期的な換気、清掃、点検がとても重要です。
点検や補修に自信がない、遠隔地にお住まいなどでご自身による管理が難しい場合は、
空き家管理業者や修繕業者などの利用を検討しましょう!

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

空き家対策 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

2次元
バーコードから
詳細アクセス

資料：国土交通省「リーフレット 「自分は大丈夫!」と思っていないですか? 空き家には適切な管理が不可欠です。」

空き家が「管理不全空家等」や周辺に著しい悪影響を及ぼす「特定空家等」とならないよう適切に管理しましょう。
長野市版の空き家管理指針は、こちらをご覧ください。



詳細はこちら

「空き家バンク」って何？

利用予定がなく、空き家になってしまう住まいを売却・賃貸したい場合には、自治体が運営する専用サイトである「空き家バンク」を活用することも考えられます。「空き家バンク」に登録すると、利用希望者に向けて、物件情報が広く公開されます。長野市では、下記の専用サイトで公開しています。

URL : <https://nagano-akiyabank.jp/>



(二次元コードからもご確認いただけます。)



「空き家バンク」に登録した物件の家財道具を処分する場合や移住者が購入（賃貸）してリフォームする場合に「長野市移住者空き家改修等補助金」が利用できます。詳しくは、長野市のウェブサイトをご確認ください。



【家財道具処分等】

- 対象者 空き家所有者、移住者、移住者と賃貸借契約を締結した所有者
- 対象となる費用 清掃、居住に当たって支障となる既存荷物の処分等
- 補助率 10万円以下の部分：10/10 10万円を超える部分：3/4
- 限度額 市街化区域：15万円 その他区域：30万円

【空き家改修工事】

- 対象者 移住者、移住者と賃貸借契約を締結した所有者
- 対象となる費用 外壁、屋根、給排水設備等の改修
- 補助率 2/3 大都市圏からの移住者かつ40歳未満の者：3/4
- 限度額 市街化区域：50万円 その他区域：100万円
(移住世帯に15歳以下又は妊娠中の者がいる場合は最大60万円加算)

※補助メニューは令和6年4月1日現在の内容となります

問い合わせ先：長野市 移住・定住相談デスク 026-224-7721